

独立行政法人自動車事故対策機構法施行令案参照条文

○独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）（抄）

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十三条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則（抄）

（自動車事故対策センターの解散等）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政令で定めるところにより、政府及び政府以外の者から機構に対しセンターの解散の日の前日におけるセンターに対するそれぞれの出資額に応じて出資されたものとする。この場合において、政府以外の者から出資されたものとする金額は、センターの解散の日の前日におけるセンターに対する政府以外の者の出資額を超えないものとする。

7 （略）

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 （略）

10 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（政府が有する債権の免除）

第三条 政府は、旧法第三十一条第一項第三号及び第四号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧法第四十条の規定によりセン

ターに貸し付けた資金であつて政令で定めるものに係るセンターに対する債権を免除するものとする。
(持分の払戻し)

第六条 (略)

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第六条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該政府以外の者が有する機構の成立の日における機構の純資産額に対する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額)により持分の払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

○国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号) (抄)

(公庫等職員として在職した後引き続き職員となつた者に対する退職手当に係る特例)

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人(特定独立行政法人及び日本郵政公社を除く。以下「公庫等」という。)でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。以下「退職手当」という。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人に使用される者となつた場合、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きた在職期間とみなす。

25 (略)

(独立行政法人等役員として在職した後引き続き職員となつた者に対する退職手当に係る特例)

第七条の三 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「独立行政法人等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職をした後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きた在職期間とみなす。

24 (略)

○国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号) (抄)

(法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人)

第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 九十 (略)

九十一 自動車事故対策センター

九十二 百四十七 (略)

(法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人)

第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一 三十七 (略)

三十八 自動車事故対策センター

三十九 八十 (略)

○国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号) (抄)

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第二百二十四条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(第四項において「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)又は組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き同条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(同項において「特定公庫等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十一条第二項の規定を除く。)の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出(公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。)の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは「公庫

等又は特定公庫等の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、独立行政法人、公社又は職員団体」とあり、及び「国、独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

25（略）

○国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）

第四十三条 法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 四（略）

五 平和祈念事業特別基金、総合研究開発機構、海洋科学技術センター、自動車安全運転センター、預金保険機構、日本万国博覧会記念協会、通関情報処理センター（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センターを含む。）、産業基盤整備基金（特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十三号）による改正前の特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第十三条の特定不況産業信用基金、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）附則第七条第五項の規定により解散した旧特定産業信用基金及び産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第四条の規定による改正前の民間事

業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金を含む。）、厚生年金基金連合会、国民年金基金連合会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金及び薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十七号）による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金を含む。）、農林漁業信用基金（農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧林業信用基金及び同法附則第七条第三項の規定により解散した旧中央漁業信用基金並びに農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）附則第三条第四項の規定により解散した旧農業共済基金を含む。）、野菜供給安定基金、生物系特定産業技術研究推進機構（生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所を含む。）、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十一号。以下この号において「整理合理化法」という。）第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）により設立された製品安全協会（整理合理化法附則第十条に規定する時までの間におけるものに限る。）、基盤技術研究促進センター、原子力発電環境整備機構、軽自動車検査協会、自動車事故対策センター、日本小型船舶検査機構、空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、海上災害防止センター、通信・放送機構（通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十四号）による改正前の通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第一条の通信・放送衛星機構を含む。）、郵便貯金振興会、中央労働災害防止協会、日本障害者雇用促進協会（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会を含む。）、中央職業能力開発協会、地方公務員災害補償基金及び危険物保安技術協会

2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一、四 （略）

五 総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、通信・放送機構、平和祈念事業特別基金、産業基盤整備基金、海洋科学技術センター、日本障害者雇用促進協会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、野菜供給安定基金、農水産業協同組合貯金保険機構、生物系特定産業技術研究推進機構、農林漁業信用基金、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構及び海上災害防止センター

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）

（二 一般事業主の雇用義務等）

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者（以下「短時間労働者」という。）を除く。以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず

らず、安定した職業に就くことができない状態にある身体障害者及び知的障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

3 (略)

4 第二項の規定にかかわらず、特殊法人（法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）に係る第一項の障害者雇用率は、第二項の規定による率を下回らない率であつて政令で定めるものとする。

5 (略)

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「高年齢者」とは、厚生労働省令で定める年齢以上の者をいう。

2 この法律において「高年齢者等」とは、高年齢者及び次に掲げる者で高年齢者に該当しないものをいう。

一 中高年齢者（厚生労働省令で定める年齢以上の者をいう。次項において同じ。）である求職者（次号に掲げる者を除く。）

二 中高年齢失業者等（厚生労働省令で定める範囲の年齢の失業者その他就職が特に困難な労働省令で定める失業者をいう。第三章第三節において同じ。）

3 (略)

附 則 (抄)

(国、地方公共団体等における中高年齢者の雇用に関する暫定措置)

第三条 国及び地方公共団体並びに法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人（これらの法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。）が行う第二条第二項第一号に規定する中高年齢者の雇用については、当分の間、なお身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十六号）第二条の規定による改正前の第七条から第九条までの規定の例による。この場合において、同法第二条の規定による改正前の第七条第一項及び第九条中「労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」とする。

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）（抄）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第四百四十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十三条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第八十七条第二項中「地方公務員災害補

償法第二条第二項」とあるのは「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第二項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第百十三条第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第百十三条第二項」とする。

2 4 (略)

(国の職員の取扱い)

第百四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第七十九条又は第八十二条に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。)のうち警察庁の所属職員及び警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官である者(第九章の二を除き、以下「国の職員」という。)は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、国の職員は、警察共済組合の組合員となるものとする。

2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第百二十九条	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一	国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の

	般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)第二条第一項	処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第一百七号)第二条第一項
第四百四十条第一項	任命権者又は 又は地方公共団体の事務又は 退職した場合(政令で定める場合を除く。)	任命権者若しくは 若しくは地方公共団体の事務若しくは 退職した場合(政令で定める場合を除く。)又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて同条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(以下「特定公庫等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)
	当該公庫等職員 (公庫等職員 公庫等の負担金 とあるのは「公庫等」 公庫等職員	当該公庫等職員又は特定公庫等役員 (公庫等職員又は特定公庫等役員 公庫等又は特定公庫等の負担金 とあるのは「公庫等又は特定公庫等」 公庫等職員又は特定公庫等役員
第四百四十条第二項第二号 (略)	(略)	(略)

3・5 (略)

○地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号) (抄)

第四十三条 (略)

2・3 (略)

4 法第百四十二条第二項の表第百四十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、法第百四十条第一項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 四 (略)

五 総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、通信・放送機構、平和祈念事業特別基金、産業基盤整備基金、海洋科学技術センター、日本障害者雇用促進協会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、野菜供給安定基金、農水産業協同組合貯金保険機構、生物系特定産業技術研究推進機構、農林漁業信用基金、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構及び海上災害防止センター

5・6 (略)

○国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年十二月十七日法律第百九十四号) (抄)

第七条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

○国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年九月二十九日政令第三百九十三号）（抄）

国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、運輸施設整備事業団、沖縄振興開発金融公庫、海上災害防止センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、危険物保安技術協会、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際観光振興会、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、自動車事故対策センター、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、生物系特定産業技術研究推進機構、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、通関情報処理センター、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本育英会、日本学術振興会、日本芸術文化振興会、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本障害者雇用促進協会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本体育・学校健康セン

ター、日本中央競馬会、日本鉄道建設公団、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本貿易振興会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業者年金基金、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、阪神高速道路公団、平和祈念事業特別基金、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ 二 （略）

ホ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

ヘ ト （略）

三 十 （略）

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）

（法第二条第二号ホの政令で定める法人）

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号ホの政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、運輸施設整備事業団、沖縄振興開発金融公庫、海上災害防止センター、海洋科学技術センター、海洋水産資源開発センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際観光振興会、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、自動車事故対策センター、司法書士会、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、生物系特定産業技術研究推進機構、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、通関情報処理センター、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会、日本学術振興会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本芸術文化振興会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本障害者雇用促進協会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本体育・学校健康センター、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本鉄道建設公団、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本万国博

覧会記念協会、日本弁理士会、日本貿易振興会、日本放送協会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業者年金基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、平和祈念事業特別基金、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、野菜供給安定基金、預金保険機構、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

○独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（抄）

（適用範囲）

第一条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び別表の名称の欄に掲げる法人（以下「独立行政法人等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（登記事項）

第二条 独立行政法人等が登記しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 名称
- 二 事務所
- 三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 四 独立行政法人にあつては、資本金
- 五 独立行政法人産業技術総合研究所及び独立行政法人農業技術研究機構にあつては、代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- 六 別表の名称の欄に掲げる法人にあつては、同表の登記事項の欄に掲げる事項

(代理人の登記)

第十条 別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律中に、主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる旨の規定があるものは、その代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 独立行政法人は、独立行政法人通則法第二十五条の代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律中に、業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる旨の規定があるものが、その代理人を選任したときも、同様とする。

3 前二項の規定により登記した事項に変更を生じ、又は代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内にその登記をしなければならない。

別表

名 称	根 拠 法	登 記 事 項
(略)	(略)	(略)
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)	資本金
自動車事故対策センター	自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)	資本金
社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)	資本金

〔略〕

〔略〕

〔略〕

○行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）（抄）

（行政相談委員）

第二条 総務大臣は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者に、次に掲げる業務を委嘱することができる。

一 行政機関等（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十九号イからハまでに規定する法人で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の業務に関する苦情の相談に応じて、総務大臣の定めるところに従い、申出人に必要な助言をし、及び総務省又は当該関係行政機関等にその苦情を通知すること。

二 （略）

2・3 （略）

○行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）

行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 五 （略）

六 日本下水道事業団及び自動車事故対策センター

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であること。

二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。）の発注を行う法人であること。

2～4 （略）

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）（抄）

（特殊法人等の範囲）

第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 （略）

二 空港周辺整備機構、自動車事故対策センター、通信・放送機構、日本下水道事業団、日本障害者雇用促進協会及び日本万国博覧会記念協会

三 (略)

○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号) (抄)

(保障課の所掌事務)

第百三十四条 保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 自動車事故対策センターの行う業務に関する事。

附 則

(自動車交通局の所掌事務の特例)

第五条の二 自動車交通局は、第十二条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 自動車損害賠償保障法附則第四項の規定による自動車事故対策計画の作成及び変更並びに同法附則第五項の規定による出資及び貸付け並びに補助に関する事。

2 (略)

附 則

(自動車交通局保障課の所掌事務の特例)

第二十四条の二 自動車交通局保障課は、第百三十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 自動車損害賠償保障法附則第四項の規定による自動車事故対策計画の作成及び変更並びに同法附則第五項の規定による出資及び貸付け並びに補助にすること。

2 (略)

○独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号) (抄)

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人の業務の実績に関する評価にすること。

二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。